注１　申出人の欄の記載は、次によること。

［(1)～(3)　略］

(4)　法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

［２～４　略］

別表第二号の六　無線設備の技術基準の策定等の申出の様式（第32条の９の２及び第45条の２の２関係）



（日本産業規格Ａ列４番）

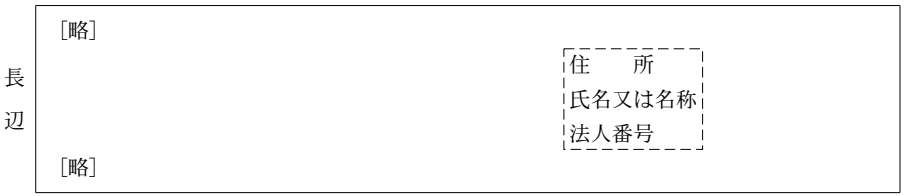
注１　申出人の欄の記載は、次によること。

［(1)～(3)　略］

(4)　法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

［２～６　略］

別表第三号　無線従事者選解任届の様式（第34条の４関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）



（日本産業規格Ａ列４番）

［注１・２　略］

3　法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

4　［略］

5　［略］

6　［略］

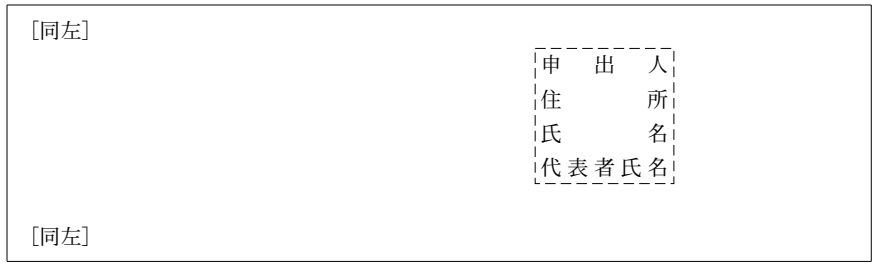
注１　［同左］

［(1)～(3)　同左］

［新設］

［２～４　同左］

別表第二号の六　［同左］



（日本産業規格Ａ列４番）

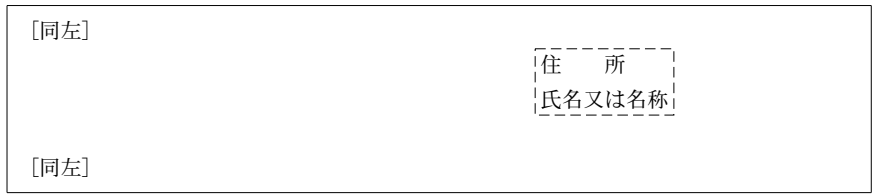
注１　［同左］

［(1)～(3)　同左］

［新設］

［２～６　同左］

別表第三号　［同左］



（日本産業規格Ａ列４番）

［注１・２　同左］

［新設］

3　［同左］

4　［同左］

5　［同左］